別添

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	今回の「PFOS 等が使用されている製品の容器・包装・送り状に表示すべき事項の一部改正案」について、環境汚染防止の観点から必要性は理解いたします。しかし、案文には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が一切示されておらず、行政裁量が広いまま運用される危険性があります。国民の健康と環境に直結する制度である以上、透明性と説明責任を確保するために、KPI の設定は必須であると考えます。 まず、本案件で必須と思われる KPI の例を以下に示します。 ・PFOS 含有製品の正しい表示遵守率 ・誤表示・未表示の件数（年次推移） ・企業の表示対応完了率（中小企業の対応状況を含む） ・消費者の表示理解度（アンケートによる評価） ・誤廃棄による環境事故件数 ・環境中 PFOS 濃度の年次推移 ・行政指導の件数と改善率 ・表示基準の公開率および審査理由の公開率 ・デジタル庁と連携した化学物質データの電子化率 これらの KPI を算出するためのデータは、厚生労働省（化学物質安全データ）、経済産業省（製造・流通企業の表示状況）、環境省（環境中 PFOS 濃度）、自治体（廃棄物処理現場の誤廃棄件数）、企業（表示実施状況）、第三者監査機関（監査データ）、デジタル庁（データ標準化）など、複数機関が連携して収集すべきものです。縦割り行政のままでは正確な KPI が作れ	御意見につきましては、今後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の運用における参考とさせていただきます。

	ないため、デジタル庁との協調を必ず明記する必要があります。 行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は具体的かつ明確であり、題名と根拠法令の条項を明示すること」を求めています。しかし本規則案は、表示内容の判断基準が抽象的で、行政裁量の範囲が広すぎるため、国民に対する説明責任を十分に果たしているとは言えません。これは納税者の信頼を損なうものであり、関係職員の皆様には「国民にとって分かりやすい制度設計が行政の専門性の一部である」ことを改めて認識していただきたいです。厳しく責める意図ではなく、制度の透明性を高めることが行政の信頼向上につながることを理解していただきたいと思います。 また、高市政権が掲げる「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI などの戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」という方針との整合性についても、本規則案は厚生労働省・経済産業省・環境省の連携が記載されているものの、役割分担やデータ連携の具体性が不足しており、方針と一致しているとは言い難い状況です。今後は、どの機関がどの役割を担い、どのデータを収集し、どのように連携するのかを規則内に明記すべきです。 さらに、本件には成果目標や KPI が設定されていないため、以下の点を追加で求めます。政府が既に全府省庁で実施している EBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。そして、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値、達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。KPI は欧米では一般的に使われており、必要であれば米国の CDC、EPA、HHS の担当者に確認してください。 ここで注意点も記します。客観的な成果目標や KPI は、必要と思われるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば誤記載や見逃しが増え、使えないデータとなります。最小限の時間とコス	

	トで最大限の効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計するようお願いします。KPI の設定と運用によって、少なからず人命を救う機会も生まれます。スペーシア事故のように、長期の慣れによる確認不足や手順省略が原因となる事故は多くの現場で指摘されていますが、KPI による数値の増減で危険性に気づくことができます。 また、KPI は最初から完璧である必要はありません。未知のトラブルを事前に知ることは不可能であるため、完成度 50%程度でまず設定し、2 か月または半年ごとに見直す運用を提案します。特に法学系卒の職員の方々は「制度は完全でなければならない」と考えがちですが、現実には 100%完全だと判断できる人は存在しません。だからこそ、試行錯誤を前提とした KPI 設定と改善のプロセスが不可欠です。 以上の理由から、本規則案には、透明性・安全性・縦割り行政の解消・環境保全の実効性を確保するための成果目標と KPI の設定を強く要望いたします。国民の健康と環境を守るため、妥当性の高い制度運用を進めていただければ幸いです。	
2	告示案第 1 の 7 における対象物質名称の整合について 本案の概要では、令和 8 年政令第 171 号により新たに第一種特定化学物質として指定される物質の一つとして、「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」が示されています。また、同物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤について、化審法第 29 条第 1 項に基づく表示事項の対象に追加するものと説明されています。 一方、告示案の改正後第 1 の 7 では、「長鎖ペルフロオロアルカン酸関連物質」と記載されており、概要資料に示された名称と一致していません。 関連する技術上の基準を定める省令改正案では、「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」と記載されています。 このまま異なる名称を維持する場合、両者が同一の対象物質を指すのか、	御指摘のとおり修正いたしました。

	また名称が異なる理由について、公表資料上なお確認が必要な状態が残ります。 今回の改正は、新たに指定される対象物質を既存の表示制度へ追加するものであるため、改正政令、関連省令及び告示の間で対象物質を同一の名称により確認できる状態としておくことは、表示対象の確認及び制度内容の説明を明確にする上で適切と考えます。 このため、最終告示において、改正後第1の7の対象物質名称が、令和8年政令第 171 号により追加される対象物質の正式名称と一致する状態としていただくことを求めます。 なお、既に正式名称と一致する形に訂正済みである場合には、追加の変更を求めるものではありません。	
3	今回の改正案は、対象となる化学物質（長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩等）が使用されている製品について、容器や包装への注意書き（表示）を義務付けることで管理しようとしていますが、この方針に強く反対します。科学的に人体や環境への深刻な悪影響（周辺住民の高濃度血液汚染など）がすでに証明されている以上、政府が主導して行うべきは「表示による延命や免責」ではなく、「即刻の製造・使用の完全禁止」および「国が責任を持った一斉の完全廃棄」であると考えます。「注意書きのシールを貼ったから警告はした」という姿勢は、国や製造企業の責任逃れ（免責）の道具に使われかねず、極めて不誠実です。また、「まだ未使用だし、いざとなったら使える製品」として危険な物質を世の中に残しておくその妥協的な発想自体が、緊急時における誤用や漏洩を招く引き金となり、新たな健康被害者を増やす可能性が非常に高いと言わざるを得ません。わずかでも当該化学物質が混入している製品については、未使用品であっても例外なく、直ちに政府が責任と費用をもって強制回収し、完全廃棄・無害化するべきです。表示ルールの変更という段階的な処置で時間を稼ぐのではなく、新たな被害者を絶対に生まないための即時かつ抜本的な行動を求めます。セコくてダサい古い政治はもう止めてくれ。	ＰＦＯＳ等を含有する消火器・消火器用消火薬剤・泡消火薬剤につきましては、ＰＦＯＳ等が使用されている製品が既に在庫等の形態で相当数量存在しており、短期間で代替製品に取り替えることは、災害時にのみ使用する性質も加味すれば困難であるため、取扱上の技術基準と表示義務を設け環境の汚染を防止することとしております。

4	1　該当箇所 告示案のうち、表示対象物質に「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」および「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」を追加し、譲渡または提供時に容器、包装または送り状へ表示すべき事項（物質の名称、第一種特定化学物質である旨、含有率、取扱い上の注意、表示者の連絡先）をこれらの物質にも適用する部分。 2　意見 対象物質の追加には賛成する。ただし、表示義務は譲渡または提供の時点でしか機能しない。既に設置され、譲渡を伴わずに使用・保管されている消火器および泡消火薬剤には表示が届かない。また、長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質は物質群が広く、含有率を現場で記載できない場合が多い。表示を実効あるものとするため、対象範囲の判別方法と、既存在庫への情報提供の仕組みを告示または運用通知で示すべきである。 3　理由 化審法第 29 条第 1 項に基づく本告示は、第一種特定化学物質が使用された製品の譲渡・提供時に、環境汚染防止のための表示を求めるものである。改正政令（令和 8 年政令第 171 号）により、長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩および長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質が第一種特定化学物質となり、これらを使用した消火器、消火器用消火薬剤および泡消火薬剤が当分の間の対象製品に加わった。施行は令和 8 年 11 月 22 日の予定である。 経済産業省の説明によれば、表示事項は「含まれていること、含有率、注意事項、表示者の連絡先」である。この情報は、新たに動く製品には有効である。しかし、駐車場や危険物施設に既に設置された泡消火設備、倉庫の在庫消火器は、譲渡を伴わない限り新しい表示を受け取らない。技術上の基準適合義務（案件番号 195260054）と表示義務は対になっているが、	(1)について 　対象物質の具体的範囲については、公布された省令（※１）を御確認ください。 　また、不純物として含まれる第一種特定化学物質については、当該不純物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該不純物は第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱いは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（※２）の１－４②及び「不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（※３）を御確認ください。 ※１　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和八年厚生労働省・経済産業省・環境省令第六号） https://www.kanpo.go.jp/20260918/20260918g00209/20260918g002090038f.html ※２　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正令和８年４月１日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf ※３　不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）（令和８年３月 31 日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/bat_oshirase.pdf

	表示のない既存設備では、取扱事業者が対象か否かを判断できない。 さらに、関連物質は具体的な物質群の指定が後追いとなりやすい。副生成や不純物として含まれる場合、含有率の記載が困難である。過去の改正でも、含有の確認は工業会の調査やメーカー照会に依存してきた。設置から年数が経過した製品では、製造者にたどり着けない例がある。 よって、次を求めたい。 (1) 表示すべき物質の範囲と、「使用されている」に不純物・副生成を含むかの目安を示すこと。含有率が不明な場合の記載方法を定めること。 (2) 譲渡を伴わない既存製品についても、製造者または輸入者が取扱事業者へ含有情報を提供するよう促すこと。 (3) 表示と技術上の基準、代替・廃棄の案内を一体で周知すること。 表示は情報伝達の手段である。対象物質を増やすだけでは、既に現場にある製品の汚染防止にはつながらない。 4 出典 e-Gov パブリックコメント案件番号 195260055（令和 8 年 9 月 1 日公示）。 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 29 条第 1 項。 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 171 号）および環境省報道発表。 経済産業省「消火器・消火器用消火薬剤・泡消火薬剤の取扱いについて」（令和 8 年 6 月 17 日改定）。 以上	(2)及び(3)について 御意見につきましては、今後の化審法の運用における参考とさせていただきます。
５	PFAS 規制における規制前在庫の取扱い及び経過措置について、以下のとおり要望いたします。	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(※４）の１－１（４）にあるとおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する

	【背景】 今回の PFAS 規制について、環境及び人の健康を保護するという規制目的の重要性は十分理解しております。 一方、実際の製造現場では、規制対象物質を意図的に使用しているわけではなく、大手部品メーカーから 購入した部品に規制対象となる PFAS が含有しているケースがあります。 例えば、漏電ブレーカ等の電気部品について、部品メーカーから製造終了の案内を受けた後、代替品が提示されない、 規制間近での切替え情報、または代替品への切替に多額の費用・設計変更・評価試験・認証対応・設備変更等が 必要となるため、製品の安定供給及び事業継続のために、規制前に相当量の部品を購入し在庫として保有せざるを得ない 事業者が存在します。 【問題点】 このような事業者にとって、規制開始後に既に合法的に購入・保有している部品を使用できない場合、 単なる「在庫調整」の問題ではありません。 部品を廃棄して代替品へ切り替えるには、設計変更、性能評価、安全性確認、顧客承認、認証・届出等に相当な時間と 費用を要し、特に中小企業にとっては事業継続そのものに重大な影響を及ぼす可能性があります。 また、部品メーカーから代替品が提供されない状況で、川下の製品メーカーだけに規制対応を求めることは、 サプライチェーン全体として公平な負担とは言い難いと考えます。	法律施行令で定められた製品に該当せず、当該項目の①又は②に該当するものについては、「化合物」とはせず「製品」とみなして扱い、化審法以外の関連法令等により対処するものとしています。化審法上の「製品」に該当するかどうかについては、ご自身において判断をお願いいたします。 ※４　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（令和８年５月 29 日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080601_51_0.pdf

	【既存在庫に対する制度上の取扱いについて】 一方、PFAS を含有する消火器・消火薬剤・泡消火薬剤については、既に国内に存在する製品を考慮し、 一定の技術基準、保管、表示等によって管理するという考え方が採られています。 このように、同じ PFAS を含有する製品であっても、既存在庫については一律に使用を否定するのではなく、 環境への放出を防止しながら継続使用を可能とする考え方が既に存在します。 そうであれば、消火器・消火薬剤等だけでなく、漏電ブレーカ等の一般工業部品についても、 規制前に合法的に製造・購入・保有された在庫であり、かつ代替品が存在しない、または代替に多大な費用・工数を 要する場合には、同様の考え方を適用することはできないのでしょうか。 一般工業部品についてのみ既存在庫の取扱いを異なるものとするのであれば、 その合理的な理由及び法制度上の考え方についても明確に示していただきたいと考えます。 【要望】 そこで、PFAS 規制において、規制開始前に国内で合法的に製造・購入・保有された PFAS 含有部品については、 一定の条件の下で、在庫が消尽するまでの「継続使用」「完成品への組込み」「国内での完成品販売」を認める 経過措置を設けていただきたいと要望します。	

	特に、水銀含有蛍光ランプ等について示されている、規制開始後も既存在庫の継続使用や在庫の売買等を 可能とする考え方を、PFAS についても参考にしていただきたいと考えます。 これは PFAS の新規製造・新規輸入を認めてほしいという要望ではありません。 規制前に合法的に存在している在庫について、環境への放出等を適切に管理しながら、サプライチェーン及び 中小企業への急激な影響を避けるための経過措置を求めるものです。 また、今回の制度設計においては、PFOS 又はその塩等に限らず、今後規制対象となるその他の PFAS 群についても、 同様の「規制前在庫」「代替困難性」「サプライチェーンへの影響」をあらかじめ考慮した制度としていただくことを 希望します。 【結び】 PFAS 規制の趣旨を尊重しつつ、規制前に適法に取得した部品を使用する中小製造業者が、 突然大量の在庫を廃棄せざるを得なくなったり、代替品への切替費用によって事業継続が困難になったりすることのないよう、 現場の実態を踏まえた合理的な経過措置を設けていただくことを強く要望いたします。 昨今の化学物質規制で大変お忙しい事とは存じます。 何卒、ご検討くださいますようよろしくお願い申し上げます。	

このほか、以下の御意見がございました。

	御意見の概要
6	「製品の容器、包装又は送り状に表示すべき」以前に、 環境汚染・有害物質として、使用を全面禁止すべきではないのか。 今も米軍基地・自衛隊訓練場周辺での フッ素化合物汚染が問題になっている最中だ。 「永久に分解されない物質」である化合物を、作り続けて いいわけがない。 根本的な対処を求める。